

令和5年 第10回

田村市農業委員会総会議事録

田村市農業委員会

議 事 録

1. 開催日時 令和5年10月17日(火) 午後1時25分

2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール

3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち17名
田村市農地利用最適化推進委員20名のうち7名

1番	郡司嘉一委員	2番	陣野原進委員	3番	柳沼正郎委員
4番	猪狩徳孝委員	5番	三田勝一郎委員	6番	渡邊義輝委員
7番	渡邊慶幸委員	9番	安藤末男委員	10番	柳沼政一委員
11番	齋藤実委員	12番	渡邊登喜男委員	13番	三浦善治委員
15番	大和田弘委員	16番	佐藤円治委員	17番	石井珠枝委員
18番	佐藤伸夫委員	19番	吉田修一委員		
②番	先崎和幸委員	④番	荻野右近委員	⑩番	渡邊元委員
⑪番	和田春信委員	⑮番	土屋福一委員	⑰番	箭内正彦委員
⑳番	渡邊利正委員				

4. 欠席委員 8番 白岩幸一委員 14番 佐藤正之委員

5. 農業委員会事務局職員

局長	松崎博志
総務係長	矢内敬
副主査	會田賢治

6. 書 記

副主査	會田賢治
-----	------

7. 議事録署名人

1番	郡司嘉一委員
18番	佐藤伸夫委員

8. 提出案件

- 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）
- 議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について（市許可分）
- 議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）
- 議案第5号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）
- 議案第6号 福島復興再生特別措置法の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について
- 議案第7号 現況確認証明について
- 議案第8号 田村市農地等利用最適化推進施策に関する意見について

9. 会議の経過概要（開会 午後1時25分）

事務局	お疲れ様です。 それでは、始めさせていただきます。はじめに会長に挨拶をいただきます。
会長	皆様、改めましてこんにちは。本日は、大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。いよいよ秋になってきて、実りの秋にふさわしい豊作の秋になったことと思います。私たちの任期もまもなくとなり、10月、11月と重要な行事が重なってきます。25日は、市長へ意見書の提出ということで、本日、みなさんにぜひ、いい意見をいただき農業に対する施策をしっかりと行って欲しいことを伝えるとともに、これまでの集大成として、市や県や国に要望をしてゆきたいと思います。本日も慎重審議をよろしくお願いいたします。
事務局	それでは、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
議長	始めに、田村市農業委員会会議規則第4条による届出のあった欠席委員の報告を求めます。
事務局	本日、都合により欠席の届出がございました委員は、8番 白岩幸一委員、14番 佐藤正之委員であります。
議長	事務局から報告がありましたとおり、本日は定数19名に対し、17名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、ただ今より令和5年田村市農業委員会第10回総会を開会いたします。また、本日は②番 先崎和幸推進委員、④番 荻野右近推進委員、⑩番 渡邊元推進委員、⑪番 和田春信推進委員、⑮番 土屋福一推進委員、⑰番 箭内正彦推進委員、⑳番 渡邊利正推進委員の方々にご出席いただいておりますことご報告いたします。 次に議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ございませんか。
出席委員	異議なし。
議長	異議なしと認め、1番 郡司嘉一委員、18番 佐藤伸夫委員を指名いたします。 ただいまから議案審議に入ります。 本日の議案は、 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について 2件 議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分） 2件 議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について （市許可分） 1件 議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分） 7件 議案第5号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分） 3件

	<p>議案第6号 福島復興再生特別措置法の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について 2件</p> <p>議案第7号 現況確認証明について 63件</p> <p>議案第8号 田村市農地等利用最適化推進施策に関する意見について 1件</p> <p>以上81件であります。よろしくご審議賜りますようお願い致します。</p> <p>次に本日の会議の進め方について申し上げます。ご発言をいただく際はその都度挙手により議長の指名を受けてからお願いします。それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」を議題と致します。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	整理番号1番から2番について、議案書朗読、説明。
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思っております。</p> <p>整理番号1番について2番 陣野原進委員ご報告をお願い致します。</p>
2番委員	2番陣野原です。整理番号1番についてご報告します。8日の午後に、譲受人、先崎和幸推進委員と3名で確認をしましてまいりました。譲渡人と譲受人の奥様は兄弟姉妹で、譲渡人が県外へ移った10年ほど前から、譲受人が申請地を管理されておりました。譲渡人から農地を譲りたいとの話があり、今回の申請となりました。農地は適正に利用されており、何ら問題ないものと確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号2番について、11番 斎藤 実委員ご報告をお願い致します。
11番委員	11番斎藤です。整理番号2番についてご報告します。14日の午前、譲受人、桑原行政書士、箭内倉貴推進委員と4名で確認をしましてまいりました。譲渡人より、高齢の為、農地を譲り受けてもらえないかと譲受人へ相談がありましたところ、現地は荒れてはいますが利便性も良いため、譲受人が譲り受けて管理してゆきたいとのことで、今回の申請となりました。何ら問題ないものと確認してまいりました。以上です。
議長	以上で整理番号1番から2番までについて事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。
出席委員	質疑なし。

議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」は、原案の通り許可する事に決定いたします。</p> <p>以上をもちまして議案第1号は終了します。</p> <p>次に議案第2号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」を議題と致します。それでは整理番号1番から2番について、事務局説明願います。</p>
事 務 局	<p>整理番号1番から2番について議案書を朗読、説明。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいでから審議したいと思います。</p> <p>整理番号1番についてご報告をいただくこととしていた、⑦番 吉田伸一推進委員が欠席であり、事前に事務局に調査結果の報告がありましたので、代わって事務局より報告することにいたします。事務局報告をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>整理番号1番について、吉田伸一推進委員より、事務局へ調査結果の報告がありましたので読み上げます。16日の午前に、渡辺行政書士、吉田修一委員と3名で現地を確認してまいりました。現地につきましては、周りは山林に囲まれており、書類上も、何ら問題ないことを確認してまいりました。</p> <p>以上が吉田伸一推進委員からの調査結果の報告であります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号2番について、⑩番 箭内正彦推進委員ご報告をお願い致します。</p>
⑩番委員	<p>⑩番箭内です。整理番号2番についてご報告します。11日の午後に、桑原行政書士と2名で確認をしてまいりました。現地につきましては、元々は森林でありましたが、タバコ畑へ開墾し、耕作しておりました。現在はタバコ栽培を行っておらず、申請地は、山の中で進入路も狭く、活用も難しいため、将来を考え、何らかの収入となるよう植林をして活用したいとのことから、今回の申請となりました。元々は山林のため、植林をしても周りに迷惑等の影響はなく、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第2号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)」については、原案の通り「許可相当」と意見決定いたします。 以上をもちまして議案第2号は終了します。 次に議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について(市許可分)」を議題と致します。整理番号1番について、事務局説明願います。</p>
事 務 局	<p>議案第3号について議案書を朗読、説明。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。 整理番号1番について、9番 安藤末男委員ご報告をお願い致します。</p>
9 番 委 員	<p>9番安藤です。整理番号1番についてご報告します。11日に、現地を確認してまいりました。残土が、当初の計画より出なかったため工期が遅れてしまい、今回の申請となりました。問題ないものと確認してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>

出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について（市許可分）」は、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>以上をもちまして議案第3号は終了します。</p> <p>次に議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題とします。整理番号1番から7番について事務局説明願います。</p>
事務局	整理番号1番から7番について議案書を朗読、説明。
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。ただいま説明しました事項につきまして、あらかじめ担当区域の委員の方に調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思えます。整理番号1番について、6番 渡邊義輝委員ご報告をお願いします。</p>
6番委員	<p>6番渡邊です。整理番号1番についてご報告します。昨日、私一人で事務所を訪ね、確認をしてまいりました。昨年度に一度、延長をした時と同様、工事の未完了による遅れにより、今回の申請となりました。前回と同様、建物・敷地関係はそのままであり、問題ないものと確認してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号2番から4番について、9番 安藤末男委員ご報告をお願い致します。</p>
9番委員	<p>9番安藤です。整理番号2番から4番についてご報告します。2番につきましては、12日の午前に、譲受人の奥様、和田春信推進委員と3名で現地を確認してまいりました。譲渡人は譲受人の奥様と親子関係であり、また、周りの農地に影響もなく、何ら問題ないことを確認してまいりました。</p> <p>次に、3番につきましては、同じく12日に、小谷田行政書士、和田春信推進委員と3名で現地を確認してまいりました。譲渡人と譲受人は親子関係であり、譲渡人の農地へ建物を建てたいとのことで、今回の申請となりました。申請地の周りも譲渡人の土地のため、周りの農地に影響はなく、何ら問題ないことを確認してまいりました。</p> <p>次に、4番につきましては、11日に、関根行政書士、和田春信推進委員の3名で現地を確認してまいりました。現地はすでに駐車場として利用されており、転用をしなかったことで、始末書を付けての申請となりました。申請地周辺の農地は申請地だけであり、他は宅地のため、周りの農地への影響はなく、問題ないものと確認してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号5番から6番について、⑩番 箭内正彦推進委員</p>

	<p>ご報告をお願い致します。</p>
⑰番委員	<p>⑰番筋内です。整理番号5番から6番についてご報告します。5番につきましては、12日の午後に、松本行政書士と2名で現地確認をまいりました。譲渡人と譲受人は親子関係であり、譲渡人の自宅の目の前の農地へ家を建てたいとのことから、今回の申請となりました。申請地の周りは、譲渡人の土地と農道に囲まれており、周辺の農地への影響はなく、何ら問題ないことを確認してまいりました。</p> <p>次に、6番につきましては、16日の午後に、関根行政書士と2名で現地確認をまいりました。譲受人の会社の駐車場と資材置き場が手狭になり、今回の申請となりました。現地につきましては、周りに排水等で迷惑をかける環境ではないため、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号7番について、15番 大和田弘委員ご報告をお願い致します。</p>
15番委員	<p>15番大和田です。整理番号7番についてご報告します。13日の午後に、設定人、被設定人の代理の担当者、松崎典男委員と4名で現地確認をまいりました。あぶくま風力発電建設の部材を特殊車両で運搬する際に、特殊車両が交差点を曲がり切れないことから、申請地の一部に鉄板を敷いて通行するため、今回の申請となりました。鉄板を敷く部分は農地のごく一部であり、交差点周辺も申請地以外は宅地であります。農地への復元は可能であることから、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。それでは、簡易採決により議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>以上をもちまして議案第4号は終了いたします。</p> <p>次に議案第5号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」を議題と致します。整理番号1番から3番について事務局説明願います。</p>

事務局	整理番号1番から3番について議案書を朗読、説明。
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。</p> <p>整理番号1番について、4番 猪狩徳孝委員をお願い致します。</p>
4番委員	4番猪狩です。整理番号1番についてご報告します。11日の午後に、白石行政書士、坪井清花推進委員と3名で現地確認をまいりました。申請地は、二面が道路に面しております。道路に対して傾斜もついており、水の流れ等、周りの農地への影響はなく、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号2番について、6番 渡邊義輝委員ご報告をお願い致します。
6番委員	6番渡邊です。整理番号2番についてご報告します。14日の午前に、代理人であるブルームイノベーションの鈴木氏、松本洋一推進委員と3名で現地確認をまいりました。申請地は、現在、遊休農地であります。3方が道路、1方を遊休農地で囲まれており、周りの農地への影響もなく、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号3番について、10番 柳沼政一委員ご報告をお願い致します。
10番委員	10番柳沼です。整理番号3番についてご報告します。13日の午前に、青木行政書士、渡邊利正委員と3名で現地確認をまいりました。申請地の近くに施設がありますが、申請地は法面等を含め高い位置にあるため、下の施設へ影響はないものと見ております。今後、予期せぬ自然災害などが起きた場合に、下の施設に影響がないようにと付け加えまして、問題ないものと確認してまいりました。以上です。
議長	ありがとうございました。以上で事務局の説明が終わりました。本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。
出席委員	質疑なし。
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。それでは、簡易採決により議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第5号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」は、原案のとおり「許可相当」と意見決定いたします。</p> <p>以上をもちまして議案第5号は終了いたします。</p> <p>次に議案第6号「福島復興再生特別措置法の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」を議題と致します。</p> <p>本案件は、利用権の設定が農地中間管理事業による一括方式であり、計画全体で審議する必要があります。従いまして、本案件に関係している5番 三田勝一郎委員については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当するため退場を求めたいと思いますがご異議ございませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議長	<p>5番 三田勝一郎委員の退場を求めます。暫時休議いたします。</p> <p>～ 三田勝一郎委員 退場 ～</p>
議長	<p>休議前に引き続き会議を再開いたします。</p> <p>整理番号1番から2番について事務局説明願います。</p>
事務局	整理番号1番から2番について議案書を朗読、説明。
議長	以上で事務局の説明が終わりました。本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。
出席委員	質疑なし。
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。それでは、簡易採決により議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第6号「福島復興再生特別措置法の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」は、原案のとおり「異議なし」と意見決定いたします。</p> <p>以上をもちまして議案第6号は終了いたします。</p> <p>議案第6号の審議を終了いたしましたので、5番 三田勝一郎委員の入場を許可します。</p>

	<p>ここで暫時休議いたします。</p> <p>～ 三田勝一郎委員 入場 ～</p>
議 長	<p>休議前に引き続き会議を再開いたします。5番 三田勝一郎委員にご報告いたします。議案第6号の促進計画（案）について、「異議なし」と意見決定いたしましたのでご報告いたします。</p>
	<p>次に議案第7号「現況確認証明について」を議題と致します。整理番号63番までのうち、整理番号39番については、7番 渡邊慶幸委員が関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、整理番号1番から整理番号38番について審議したのち、7番 渡邊慶幸委員の退場を求め、整理番号39番の審議を行い、終了後、渡邊委員の入場を許可し、整理番号40番から63番について審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは整理番号1番から38番まで事務局説明願います。</p>
事 務 局	<p>整理番号1番から38番について議案書を朗読、説明。</p>
議 長	<p>以上で整理番号1番から38番について事務局の説明が終わりました。本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。それでは、簡易採決により議案第7号整理番号1番から38番について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第7号整理番号1番から38番について、原案のとおり決定いたします。以上をもちまして、議案第7号整理番号1番から38番は終了いたします。</p> <p>次に議案第7号整理番号39番を審議する前に、7番 渡邊慶幸委員の退場を求めます。暫時休議いたします。</p> <p>～ 渡邊慶幸委員 退場 ～</p>

議 長	休議前に引き続き会議を再開いたします。 整理番号39番について事務局説明願います。
事 務 局	整理番号39番について議案書を朗読、説明。
議 長	以上で整理番号39番について事務局の説明が終わりました。本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。
出席委員	質疑なし。
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。それでは、簡易採決により議案第7号整理番号39番について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
出席委員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって議案第7号整理番号39番について、原案のとおり決定いたします。以上をもちまして、議案第7号整理番号39番は終了いたします。 議案第7号整理番号39番の審議を終了いたしましたので、7番 渡邊慶幸委員の入場を許可します。ここで暫時休議いたします。
	～ 渡邊慶幸委員 入場 ～
議 長	休議前に引き続き会議を再開いたします。7番 渡邊慶幸委員にご報告いたします。議案第7号整理番号39番については、原案のとおり決定されましたのでご報告いたします。 次に整理番号40番から63番について事務局説明願います。
事 務 局	整理番号40番から63番について議案書を朗読、説明。
議 長	以上で整理番号40番から63番について事務局の説明が終わりました。議案第7号整理番号40番から63番について、質疑に入ります。質疑を求めます。
出席委員	質疑なし。
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。それでは、簡易採決により議案第7号整理番号40番から63番について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
出席委員	異議なし。

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第7号整理番号40番から63番について、原案のとおり決定いたします。以上をもちまして、議案第7号整理番号40番から63番は終了いたします。</p> <p>次に議案第8号「田村市農地等利用最適化推進施策に関する意見について」を議題と致します。事務局説明願います。</p>
事 務 局	<p>議案第8号について議案書を朗読、説明。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により議案第8号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第8号「田村市農地等利用最適化推進施策に関する意見について」は、原案のとおり決定いたします。以上をもちまして議案第8号は終了いたします。</p> <p>これで、本日提出されました案件はすべて終了いたしました。慎重審議を賜りありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、令和5年第10回田村市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: right;">閉会 14:40</p>

令和5年10月17日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人